

家族経営協定書

⑥

第1条（目的）

この協定書は、各自の能力を十分に発揮し、家族が力を合わせ豊かでゆとりのある農業経営と家族生活を築くことを目的とし、家族員で話し合い、次の「我が家のモットー」「我が家の目標」を定める。

協定書対象者	
A 経営主	B
C	D
E	F

我が家のモットー

我が家の目標

第2条（役割分担）

役割分担は次の通りとする。

1 経営設計及び営農計画など計画立案に関すること等

主担当 副担当

2 簿記記帳及び決算、青色申告に関すること等

主担当 副担当

3 作業計画及び栽培ほ場管理など生産活動の運営管理に関すること等

主担当 副担当

第3条（意思決定の参画）

農業経営及び農家生活の方針決定、営農生活改善計画の樹立、投資及び資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施、並びに経営形態の変更（法人化への移行）等、農業経営並びに農家生活の重要な意思決定に当たっては協定対象者は必ず参画し、十分に協議する。

また、そのための家族会議を年に 回開催する。

第4条（報酬）

1 給料

経営主Aは、毎月下記の額を協定対象者に給料として支給する。但し、予想外の変化によりこの額が著しく不当になったときは、家族で協議し、全員合意の上変更することができる。

支払いは、毎月1日～月末分を 日に、各個人口座に振り込むこととする。

B () 万円 C () 万円

D () 万円 E () 万円

F () 万円

2 賞与

経営主Aは、賞与として、農業経営上生じた収益の一部を 月、 月に配分する。

第5条（労働時間）

- 1 1日の労働時間は8～9時間を原則とする。但し、農作業の繁閑により、協定対象者にて協議の上延長又は短縮することができる。
- 2 1日の農作業の始業及び終業時刻は次のとおりとする。
始業時間 午前 時 分 終業時間 午後 時 分
- 3 休憩時間は次のとおりとする。ただし、小休止は作業内容に応じて適宜とすることとする。
昼食時間 時 分 ～ 時 分
- 4 毎朝のミーティング、農業簿記や作業日誌の記帳時間、研修、会議等も範囲とする。

第6条（休日）

休日は月 回（毎週 曜日）とする。正月、盆等の休日については協議して定める。

第7条（農業労働安全）

- 1 農作業安全（農薬、機械等）に配慮する。
- 2 快適な作業環境（更衣室、休憩室、トイレ等）づくりに努めること。
- 3 年1回は、全員が健康診断を受診することとする。

第8条（研修等）

経営能力を一層磨き、作業環境の改善、能率的な農作業の実施、農家生活発展のために、各種研修会、研究会、視察等に夫婦単位あるいは個人で積極的に参加する。

第9条（経営委譲、年金、退職金）

- 1 経営主Aが有する経営権及び経営用資産については、Aが 歳になった時に移譲する。
- 2 委譲後は年金と体力に応じた作業分担による報酬で安定した老後を確保する。

第10条（家計費）

家計に係る経費については、協定対象者で協議し次のとおり拠出する。

A (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円	B (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円
C (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円	D (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円
E (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円	F (<input type="text"/>)	<input type="text"/> 万円

第11条（家事分担）

- 1 家事分担については、家族全員で協議し決定すること。
- 2 分担にあたっては、特定の者に負担がかからないように各自が能力に応じた分担になるようにし、主に次の通りとする。やむを得ない場合はお互いに協力し合う。

・食事の支度	主担当	<input type="text"/>	副担当	<input type="text"/>
・洗濯	主担当	<input type="text"/>	副担当	<input type="text"/>
・掃除	主担当	<input type="text"/>	副担当	<input type="text"/>
・家庭菜園等	主担当	<input type="text"/>	副担当	<input type="text"/>
・育児	主担当	<input type="text"/>	副担当	<input type="text"/>

第12条（生活時間）

- 1 各自の作業にあわせてゆとりの時間を活かすこと。
- 2 家族のリフレッシュのため、旅行等（福利厚生）を年 回行う。

第13条（住まい方）

- 1 住まい方については、家族全員で協議し決定する。
- 2 お互いがプライバシーを尊重しつつ、家庭生活の円滑化を図る。

第14条（協定期間）

この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。但し、当事者からの申し立てがない限り、自動的に継続されるものとする。

年 月 日

・ 住 所

・ 協定対象者氏名

A

B

C

D

E

F